

市民農園利用にあたっての注意事項

※下記事項を遵守できない場合は利用を中止していただくこととなります。

1 利用期間・利用料等について

利用期間は、4月から翌年3月末までの1年間です。原則として1世帯1区画の利用となります。利用料は、10坪が1,600円／年、20坪が3,200円／年です。納期限内に必ず収めてください。

2 利用区画の管理について

市民農園利用誓約書 3 及び 4 の記載事項を遵守してください。

利用する区画は利用者が隨時草刈り等の手入れを行い、雑草やごみ等は区画内・区画外・通路・農園周辺等に絶対に捨てず持ち帰ってください（市はゴミ収集を行いません。）。

野焼きは、法律で禁止されています。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二』及び『同施行令第十四条』）。絶対にやめてください。

イノシシ、鹿、モグラ等の有害鳥獣被害防止対策は、利用者各自で行ってください。

3 農園内のあぜ道・通路等について

農園内のあぜ道、通路、他者の区画、空き区画を農園として利用することはできません。また、管理・利用の妨げとなりますので通路に農機具や草を置く等、区画をはみ出して利用しないでください。

誤った利用を行っている場合、直ちに現状回復を行ってください。

通路やあぜ道等の共用部分の草刈り、側溝・排水路の清掃や泥上げは近隣の利用者と協力し行ってください。

4 杭・ロープについて

農園内には、区切りを杭やロープで仕切っているところがあります。足下に注意してください。

5 用水等について

農園には給排水の設備はありませんが、近くの用水路が利用できます。

ただし、用水路をせき止めたり、独占使用することはできません。

6 駐車場について

祢宜谷地区市民農園には若干の駐車場がありますが、その他の市民農園に駐車場はありません。自家用車での来園はなるべく避けてください。やむを得ず駐車される場合は、他の近隣住民の迷惑や交通の妨げになりますので、路上駐車されることのないようお願いします。

7 利用中止について

区画を利用せずに放置した場合、また、誓約書及び本注意事項の定めをお守りいただけない場合は、利用を中止していただくことになります。利用中止に関する市長の指示を受けた際は、直ちに利用前の状態に戻して返還してください。なお、利用料の返還はできません。

市民農園利用にあたっての注意事項

※下記事項を遵守できない場合は利用を中止していただくこととなります。

1 利用期間・利用料等について

利用期間は、4月から翌年3月末までの1年間で、継続可能です。原則として1世帯40坪までの利用となります。利用料は、10坪が5,000円/年、20坪が10,000円/年です。納期限内に必ず収めてください。

2 利用区画の管理について

市民農園利用誓約書 3 及び 4 の記載事項を遵守してください。

利用する区画は利用者が隨時草刈り等の手入れを行い、雑草やごみ等は区画内・区画外・通路・農園周辺等に絶対に捨てず持ち帰ってください(市はゴミ収集を行いません。)。

野焼きは、法律で禁止されています。(『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二』及び『同施行令第十四条』)。絶対にやめてください。

イノシシ、鹿、モグラ等の有害鳥獣被害防止対策は、利用者各自で行ってください。

3 農園内のあぜ道・通路等について

農園内のあぜ道、通路、他の区画、空き区画を農園として利用することはできません。また、管理・利用の妨げとなりますので通路に農機具や草を置く等、区画をはみ出して利用しないでください。

誤った利用を行っている場合、直ちに現状回復を行ってください。

通路やあぜ道等の共用部分の草刈り、側溝・排水路の清掃や泥上げは湖南友志会及び近隣の利用者と協力し行ってください。

4 杭について

農園内の各区画は、杭で仕切っていますので、足下に注意してください。

5 給水について

農園内には給水設備がありますが、長時間出しつ放しにならないように注意して使用してください。

6 トイレについて

農園内にはトイレがあります。トイレに入ると自動的にライトが点灯し、洗浄水が流れます。また、トイレを出てから数分後に自動的に洗浄水は止まります。

なお、屎尿が溜まると自動的に足下のライトが汲み取りの合図として点灯します。その際は、大変恐れ入りますが、鳥取市農政企画課(下記連絡先)へご連絡いただきますようお願いします。

7 駐車場について

駐車スペースを確保しています。交通の妨げや近隣住民の迷惑になりますので、路上駐車等はやめてください。

8 利用中止について

区画を利用せずに放置した場合、また、誓約書及び本注意事項の定めをお守りいただけない場合は、利用を中止していただくことになります。利用中止に関する市長の指示を受けた際は、直ちに利用前の状態に戻して返還してください。なお、利用料の返還はできません。

市民農園利用にあたっての注意事項

※下記事項を遵守できない場合は利用を中止していただくこととなります。

1 利用期間・利用料等について

利用期間は、4月から翌年3月末までの1年間です。原則として1世帯1区画の利用となります。利用料は、10坪が1,600円／年、20坪が3,200円／年です。納期限内に必ず収めてください。

2 利用区画の管理について

市民農園利用誓約書 3 及び 4 の記載事項を遵守してください。

利用する区画は利用者が隨時草刈り等の手入れを行い、雑草やごみ等は区画内・区画外・通路・農園周辺等に絶対に捨てず持ち帰ってください(市はゴミ収集を行いません。)。

野焼きは、法律で禁止されています。(『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二』及び『同施行令第十四条』)。絶対にやめてください。

イノシシ、鹿、モグラ等の有害鳥獣被害防止対策は、利用者各自で行ってください。

3 農園内のあぜ道・通路等について

農園内のあぜ道、通路、他の区画、空き区画を農園として利用することはできません。また、管理・利用の妨げとなりますので通路に農機具や草を置く等、区画をはみ出して利用しないでください。

誤った利用を行っている場合、直ちに現状回復を行ってください。

通路やあぜ道等の共用部分の草刈り、側溝・排水路の清掃や泥上げは近隣の利用者と協力し行ってください。

4 杭・ロープについて

農園内には、区切りを杭やロープで仕切っているところがあります。足下に注意してください。

5 用水等について

農園には給排水の設備はありませんが、近くの用水路が利用できます。

ただし、用水路をせき止めたり、独占使用することはできません。

6 駐車場について

市民農園に駐車場はありません。農園沿いの通路が通学路になっており、路上駐車をしないよう地域より要請がありましたので、自家用車での来園は避けてください。他の近隣住民の迷惑や交通の妨げになりますので、路上駐車されることのないようお願いします。

7 利用中止について

区画を利用せずに放置した場合、また、誓約書及び本注意事項の定めをお守りいただけない場合は、利用を中止していただくことになります。利用中止に関する市長の指示を受けた際は、直ちに利用前の状態に戻して返還してください。なお、利用料の返還はできません。

市民農園利用にあたっての注意事項

※下記事項を遵守できない場合は利用を中止していただくこととなります。

1 利用期間・利用料等について

利用期間は、4月から翌年3月末までの1年間です。原則として1世帯1区画の利用となります。利用料は、10坪が1,600円／年、20坪が3,200円／年です。納期限内に必ず収めてください。

2 利用区画の管理について

市民農園利用誓約書 3 及び 4 の記載事項を遵守してください。

利用する区画は利用者が隨時草刈り等の手入れを行い、雑草やごみ等は区画内・区画外・通路・農園周辺等に絶対に捨てず持ち帰ってください。里仁A6、31～42区画は利用中止区画としていますが、雑草やごみ、資材置き場ではありません（市はゴミ収集を行いません。）。

野焼きは、法律で禁止されています。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二』及び『同施行令第十四条』）。 絶対にやめてください。

イノシシ、鹿、モグラ等の有害鳥獣被害防止対策は、利用者各自で行ってください。

3 農園内のあぜ道・通路等について

農園内のあぜ道、通路、他者の区画、空き区画を農園として利用することはできません。また、管理・利用の妨げとなりますので通路に農機具や草を置く等、区画をはみ出して利用しないでください。

誤った利用を行っている場合、直ちに現状回復を行ってください。

通路やあぜ道等の共用部分の草刈り、側溝・排水路の清掃や泥上げは近隣の利用者と協力し行ってください。

4 杭・ロープについて

農園内には、区切りを杭やロープで仕切っているところがあります。足下に注意してください。

5 用水等について

農園には給排水の設備はありませんが、近くの用水路が利用できます。

ただし、用水路をせき止めたり、独占使用することはできません。

6 駐車場について

市民農園に駐車場はありません。自家用車での来園はなるべく避けてください。やむを得ず駐車される場合は、他の近隣住民の迷惑や交通の妨げになりますので、路上駐車されることのないようお願いします。（農園横の道路は交通量が多いため、路上駐車による苦情が多く寄せられていますのでご注意ください。）

7 利用中止について

区画を利用せずに放置した場合、また、誓約書及び本注意事項の定めをお守りいただけない場合は、利用を中止していただくことになります。利用中止に関する市長の指示を受けた際は、直ちに利用前の状態に戻して返還してください。なお、利用料の返還はできません。

市民農園利用にあたっての注意事項

※下記事項を遵守できない場合は利用を中止していただくこととなります。

1 利用期間・利用料等について

利用期間は、4月から翌年3月末までの1年間です。原則として1世帯1区画の利用となります。利用料は、10坪が1,600円／年、20坪が3,200円／年です。納期限内に必ず収めてください。

2 利用区画の管理について

市民農園利用誓約書 3 及び 4 の記載事項を遵守してください。

利用する区画は利用者が隨時草刈り等の手入れを行い、雑草やごみ等は区画内・区画外・通路・農園周辺等に絶対に捨てず持ち帰ってください(市はゴミ収集を行いません。)。

野焼きは、法律で禁止されています。(『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二』及び『同施行令第十四条』)。絶対にやめてください。

イノシシ、鹿、モグラ等の有害鳥獣被害防止対策は、利用者各自で行ってください。

3 農園内のあぜ道・通路等について

農園内のあぜ道、通路、他の区画、空き区画を農園として利用することはできません。また、管理・利用の妨げとなりますので通路に農機具や草を置く等、区画をはみ出して利用しないでください。

誤った利用を行っている場合、直ちに現状回復を行ってください。

通路やあぜ道等の共用部分の草刈り、側溝・排水路の清掃や泥上げは近隣の利用者と協力し行ってください。

4 杭・ロープについて

農園内には、区切りを杭やロープで仕切っているところがあります。足下に注意してください。

5 用水等について

農園には給排水の設備はありませんが、近くの用水路が利用できます。

ただし、用水路をせき止めたり、独占使用することはできません。

6 駐車場及び通行規制について

市民農園には若干の駐車場があります。交通の妨げや近隣住民の迷惑になりますので、路上駐車等はやめてください。

市民農園入口の橋には重量制限があります。制限(1.5t)を超える車(積載物の重量を含む)の通行はやめてください。交通ルール、マナーを守って農園を利用してください。

7 利用中止について

区画を利用せずに放置した場合、また、誓約書及び本注意事項の定めをお守りいただけない場合は、利用を中止していただくことになります。利用中止に関する市長の指示を受けた際は、直ちに利用前の状態に戻して返還してください。なお、利用料の返還はできません。

連絡先 鳥取市農政企画課 農政係
TEL 0857-30-8302